資料１

公立保育所の民営化等について

１．公立保育所の民間への移行について

(1) 公立保育所の民営化の背景

① 公立保育所の運営・建設に対する国の補助金の廃止。

② 公立と私立のサービス内容に違いはなく、利用者の選択の余地もない。

③ 財政難による職員数削減のため、退職者の補充が充分にできない。

(2) 室蘭市の現行計画の要点

① 高砂・水元保育所の移転統合及び民設民営化（実施済み）

② 祝津・中島保育所の民設民営化（新制度の開始に伴い未着手）

(3) 作業スケジュールについて

平成 25 年度までは現行計画（表１）のとおり実施しています。

■表１　作業スケジュール

<table>
<tr><th rowspan="2">保育所</th><th colspan="2">要　因</th><th colspan="7">年次別作業分類</th><th rowspan="2">備　考</th></tr>
<tr><th>老朽度</th><th>定員増</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th></tr>
<tr><td>高　砂</td><td></td><td>●</td><td>公募</td><td>引継</td><td>譲渡</td><td rowspan="3">併設
⇩
開設</td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="3">H22 両保育所の譲渡先団体の公募・選定
H24 両保育所を譲渡
H24 移転先にて着工
H25 ほくと保育園オープン</td></tr>
<tr><td>水　元</td><td>●</td><td>●</td><td>選定</td><td>引継</td><td>譲渡</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>統　合
保育所</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>新築</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>祝　津</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3" rowspan="2">H26 方針決定
H27 準備期間
H28 対策実行</td><td rowspan="2">H26～H28
民設民営等の対策実行
※未着手</td></tr>
<tr><td>中　島</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>※東町</td><td>●</td><td>●</td><td>改築</td><td>開設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>H21 事業協会に移管
H23 新施設オープン</td></tr>
<tr><td>※常盤</td><td></td><td></td><td></td><td>譲渡</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>H23 公設民営から施設譲渡により民設民営に移行</td></tr>
</table>

※前計画からの継続。

(4) 現行計画の変更について

① 保育所・幼稚園の児童数

- 保育所は概ね施設規模に見合った児童数となっている。
- 幼稚園は定員を大きく下回っており、認定こども園への移行が考えられる。

⇒ 新制度の開始により、幼稚園が認定こども園となり保育の必要な子どもを受け入れることが考えられるため、現行計画を一時中断している。

② 幼稚園の新制度への移行の見通し

■表２－１ 私立幼稚園の新制度への移行時期と形態（平成 26 年 7 月調査時点）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移行(新規)	2	2	3
形態	幼稚園１ 幼稚園型認定こども園１	幼稚園１ 幼稚園型認定こども園１	幼稚園１ 幼保連携型認定こども園２
移行累計	2	4	7
移行しない	9	5	2
未定	0	2	2
合　計	１１	１１	１１

※結果、平成 27 年度から新制度に移行した幼稚園はない。

■表２－２ 私立幼稚園の新制度への移行時期と形態（平成 27 年 7 月調査時点）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
移行(新規)	0	3	0
形態		幼稚園１ 幼稚園型認定こども園１ 未定１	
移行累計	0	3	3
移行しない	１１	2	2
未定	0	6	6
合　計	１１	１１	１１

※平成 28 年度の移行はない見込み。平成 29 年度以降も多くの幼稚園が未定としている。

③ 保育士の減少

- 今後３年以内に定年退職を迎える職員が多い。
- 公立保育所の保育士の大多数が非常勤職員のため、正職員の負担増。
- 賃金など労働条件の低さなどから、非常勤での保育士の確保は困難。

⇒以上により、今後、サービスの維持が一層困難になる。

■表３　保育士の定年退職の見通し　（各年度４月１日）

保育士の配属先	人　数					
	H26	H27	H28	H29	H30～32	H33～
祝津保育所	3	3	2	2	1	0
中島保育所	9	8	7	6	5	4
子育て相談ふれあいセンター	2	2	2	2	1	1
子ども発達支援センター	4	4	3	2	1	0
合　計	18	17	14	12	8	5

※平成 28 年度以降については、現状のまま配属先の変更がない場合の人数。

■表４　保育士（正規・非常勤）の配置状況　（平成 27 年度）

	正職員 (A)	嘱託・臨時 (B)	計 (C)	正職員の割合 (A/C)
祝津保育所	3	12	15	20.0%
中島保育所	8	22	30	26.7%
子育て相談ふれあいセンター	2	2	4	50.0%
子ども発達支援センター	4	15	19	21.1%
合　計	17	51	68	25.0%

(5) 今後の対応について

● 祝津保育所

① 港南地区については、幼稚園と保育所がそれぞれ１施設しかなく、今後も地域内での幼児教育と保育の需要が見込まれる。

② 今後の退職者の見込み等から公立保育所の運営は困難であり、早期に民設民営化を実施する必要がある。

以上の観点から、

平成 29 年度当初から民設民営化を実施

● 中島保育所

① 地域内幼稚園の認定こども園への移行希望はあるが、対応は不透明。

② 平成 30 年度以降、公立保育所を運営していくための正職員の確保は困難だが、平成 29 年度は、平成 29 年度当初から祝津保育所を民営化することを前提に、現状程度の正職員の配置が可能。

③ 今後採用予定の正職員に現場経験を積ませる必要もある。

以上の観点から、

平成 30 年度当初から民設民営化を実施

(6) 民営化に伴う保育士の配置イメージ

■表５ 各年度における保育士の業務と配属先 （各年度４月１日）

保育士の配属先	人 数					
	H26	H27	H28	H29	H30～32	H33～
祝津保育所	3	3	2	民営化	―	―
中島保育所	9	8	7	8	民営化	―
子育て相談ふれあいセンター	2	2	2	2	↓	―
子育て世代包括支援センター（予定）	―	―	―	―	3	3
子ども発達支援センター	4	4	4	4	7	5
合 計	18	17	15	14	10	8

※ 平成 28・29 年度に正職員各１名、平成 33 年度に１名採用されると仮定した配置。

(7) 民営化に当たって考慮すべき事項

① 保護者対応

② 嘱託・臨時職員の待遇の維持・向上

③ 保育サービスの維持・向上

④ 施設について

▸ これまでの民営化と同様に施設・設備等は無償譲渡、敷地は無償貸与。

⑤ 運営主体について

▸ 事業者は「公募型プロポーザル方式」により選定。

２．中島保育所の民営化および複合公共施設の開設に伴う相談事業等について

（１）平成 30 年度以降の子育て支援施設のイメージ

施　設	主な事業内容等	平成 30 年４月～ (中島保育所民営化)	平成 30 年度冬頃～ (複合公共施設開設)	備　考
子育て相談ふれあいセンター （中島保育所内）	・親子の交流、遊び場 ・相談、講座等	廃止	―	・親子の交流、遊び場➡複合公共施設へ ・相談、講座等➡包括支援センターへ
サンキッズ （保健センター内）	・親子の交流、遊び場	廃止	―	・親子の交流、遊び場➡複合公共施設へ ※複合公共施設の開設までは包括支援センターで親子の交流、遊び場機能を提供
子育て支援センターらんらん （常盤保育所内）	・親子の交流、遊び場 ・相談、講座等	現状どおり	現状どおり	
子育て世代包括支援センター （保健センター内）	・相談、支援等 ・専門講座等 ・関係機関とのﾈｯﾄﾜｰｸ構築	新設	―	・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実現 ・ワンストップ相談窓口を開設 ・地域や関係機関とのネットワークを強化
複合公共施設	・親子の交流、遊び場 ・多世代交流	―	新設	・遊び場機能等の充実

（２）各施設の連携（複合公共施設開設後）

子育て世代包括支援センター

・情報の提供や交流
・講座や事業実施の際の人的派遣など

⇔ 連携

子育て支援センターらんらん

複合公共施設

３．子育て世代包括支援センターについて

○　子育て支援のサービスの向上のためには、相談支援の一元化と一体化および関係機関との連携の強化、さらには、子育て期全般にわたる支援・相談の場の提供体制の構築が不可欠。

○　子育て支援のサービスやニーズが多様化・複雑化する中で、教育・保育・母子保健等の専門職員が関係機関と連携しながら、様々な相談・支援に幅広く対応できる場所が必要。

妊娠期から子育て期にわたる総合的相談支援を提供するワンストップ拠点 ➡ 子育て世代包括支援センター

相談 ➡

⬅ 助言・指導

社会から孤立していると感じる妊産婦等
➡約３０％(子ども未来財団アンケート)
・様々な照会、相談、悩み事に対応
・必要な支援をコーディネート

子育て世代包括支援センター

◆　利用者支援専門員（保育士等）
　○　総合的子育て相談・支援、地域連携など
　○　子育て支援サービスの紹介、コーディネート
◆　母子保健専門員（保健師等）
　○　母子保健に係る妊娠期から子育て期にわたる総合的相談支援
　○　妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを策定
◆　相談員（退職校長等）
　○　家庭児童相談員、母子・父子自立支援員、家庭教育セミナー指導員
　○　養育不安、児童虐待、いじめ、ひとり親家庭への支援等

連携 ⬅➡

関係機関

・保育所、幼稚園、学校等
・子育て支援拠点施設
・庁内各部署
・保健所
・医療機関
・児童相談所
・民間機関、施設
・町会など地域の取り組み

妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援

妊娠前	妊娠期	出産	産後	乳幼児期		就学期
妊娠に関する普及啓発	ママとパパのマタニティ教室	産前・産後ママヘルパー派遣	こんにちは赤ちゃん訪問	保育所・幼稚園などの利用	その他の子育て支援策	スクール児童館などの利用
不妊相談	妊婦健診	出産育児一時金	児童手当	定期健診・予防接種	一時預かり	就学援助